

等」を「福祉サービスの提供を受ける者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を受け、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を經營する者（次章において「社会福祉事業の經營者」という。）が、次条第二項の規定による条件に違反し、又は第七十七条若しくは第七十九条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を經營することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。

第六十七条を第七十二条とする。

第六十六条中「第五十七条第一項」を「第六十二条第一項」に、「第六十条」を「第六十五条」に、「とるべき」を「採るべき」に改め、同条を第七十一条とする。

第六十五条を第七十条とする。

第六十四条第一項中「第六十二条第一項各号」を「第六十七条第一項各号」に改め、同条を第六十九条とする。

第六十三条を第六十八条とする。

第六十二条第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、同条第三項中「第五十七条第三項第一号」を「第六十二条第三項第一号」に改め、同条第四項中「第五十七条第四項各号」を「第六十二条第四項各号」に改め、同条第五項中「第五十七条第五項」を「第六十二条第五項」に改め、同条を第六十七条とする。

第六十一条を第六十六条とする。

第六十条第一項中「被援護者等に対する処遇の方法」を「福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営」に改め、同条を第六十五条とする。

第五十九条中「第五十七条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条を第六十四条とする。

第五十八条を第六十三条とする。

第五十七条第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第七号中「要援護者等」を「福祉サービス」を必要とする者」に改め、同条第三項中「外、左の各号に」を「ほか、次に」に改め、同条第四項中「第

六十条」を「第六十五条」に、「外、左の各号に」を「ほか、次に」に改め、同条第六項中「当つて」を「当たつて」に、「附する」を「付する」に改め、同条を第六十二条とし、第七章中同条の前に次の二条を加える。

(経営主体)

第六十条 社会福祉事業のうち、第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とする。

(事業経営の準則)

第六十一条 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない。

一 国及び地方公共団体は、法律に基づくその責任を他の社会福祉事業を経営する者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。

二 国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を経営する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。

三 社会福祉事業を經營する者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと。

2 前項第一号の規定は、国又は地方公共団体が、その經營する社会福祉事業について、福祉サービスを必要とする者を施設に入所させることその他の措置を他の社会福祉事業を經營する者に委託することを妨げるものではない。

第五十六条の二第二項中「第四十一条第四項」を「第四十三条第四項」に改め、第六章第五節中同条を第五十九条とする。

第五十六条第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「照して」を「照らして」に改め、同項第三号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第四項中「第五十四条第五項」を「第五十六条第五項」に改め、同条を第五十八条とする。

第五十五条中「第二十五条第一項」を「第二十六条第一項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「社会福祉事業」の下に「及び公益事業」を加え、同条を第五十七条とする。

第五十四条第六項中「且つ」を「かつ」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十三条中「社会福祉事業法第二十八条の二」を「社会福祉法第三十条」に改め、第六章第四節中同

条を第五十五条とする。

第五十二条を第五十四条とする。

第五十一条中「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第五十三条とする。

第五十条を第五十二条とし、第四十九条を第五十一条とする。

第四十八条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第五十条とする。

第四十七条第三項中「第二十九条第四項」を「第三十一条第四項」に、「第三十条」を「第三十二条」に改め、同条を第四十九条とする。

第四十六条を第四十八条とし、第四十五条を第四十七条とする。

第四十四条第四項中「第二十九条第四項」を「第三十一条第四項」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十三条中「社会福祉事業法第二十八条の二」を「社会福祉法第三十条」に改め、第六章第三節中同条を第四十五条とする。

第四十二条第一項中「終る」を「終わる」に改め、同条第二項中「作り、常に、これを各事務所に備え

て置かなければ」を「作成しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 社会福祉法人は、第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備えて置き、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならぬ。

第四十二条を第四十四条とする。

第四十一条第二項中「第二十九条第四項」を「第三十一条第四項」に、「第三十条」を「第三十二条」に改め、同条第四項中「第二十八条の二第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十九条を第四十一条とする。

第三十八条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条を第四十条とする。

第三十七条中「定」を「定め」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十六条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十五条中「こえる」を「超える」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十四条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「こえて」を「超えて」に改め、同条第四項第四号中「第五十四条第四項」を「第五十六条第四項」に改め、同条を第三十六条とする。

第六章第二節中第三十三条を第三十五条とし、第三十二条を第三十四条とする。

第三十一条中「第二十九条第一項第二号から第十三号まで」を「第三十一条第一項第二号から第十四号まで」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十条中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十九条第一項中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の二を第十号とし、同条第三項中「第一項第十号」を「第一項第十二号」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十八条の二第一項第一号中「第七十四条第二項」を「第一百七十七条第二項」に、「地区協議会」を「地区社会福祉協議会」に改め、第六章第一節中同条を第三十条とする。

第二十八条を第二十九条とし、第二十七条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条第一項中「を社会福祉事業」の下に「若しくは公益事業（第二条第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七条第二号において同じ。）」を加え、同条を第二十六条とする。

第二十四条を第二十五条とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

（経営の原則）

第二十四条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

附則第七項中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に、「第十三条第六項」を「第十四条第五項」に改める。

附則第八項中「第十四条から第十六条まで」を「第十五条から第十七条まで」に改める。

別表中「（第八十三条の三関係）」を「（第二百二十四条関係）」に改め、同表都道府県の項中「第二十九条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第四十一条第二項、第四十四条第四項及び第四十七条第三項



「を」第四十三条第二項、第四十六条第四項及び第四十九条第三項」に、「第四十一条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第五十六条の二第二項」を「第五十九条第二項」に、「第四十四条第一項第六号」を「第四十六条第一項第六号」に、「第四十七条第二項、第五十四条第一項」を「第四十九条第二項、第五十六条第二項、第五十六条第一項」に、「第五十六条第四項」を「第五十八条第四項」に、「第五十五条、第五十六条第二項、第五十六条の二第一項、第七十三条、第八十条、第八十一条第一項、第四十一条第一項」を「第三十一条第一項、第四十三条第二項、第四十四条第一項第六号」を「第四十六条第一項第六号」に、「第四十七条第二項、第五十四条第一項」を「第四十九条第二項、第五十六条第一項」に、「第五十六条第四項」を「第五十八条第二項、第五十六条第一項、第七十三条、第八十条、第四十三条」を「第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百十二条、第一百十九条、第四十五条」に、「第五十三条」を「第五十五条」に改め、同表指定都市及び中核市の項中「第二十九条第一項、第四十一条第一項」を「第三十一条第一項、第四十三条第一項」に、「第四十四条第一項第六号」を「第四十六条第一項第六号」に、「第四十七条第二項、第五十四条第一項」を「第四十九条第二項、第五十六条第一項」に、「第五十六条第四項」を「第五十八条第二項、第五十六条第一項、第七十三条、第八十条、第四十三条」を「第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百十二条、第一百十九条、第四十五条」に、「第五十三条」を「第五十五条」に改め、同表市町村（指定都市及び中核市を除く。）の項中「第五十六条第二項」を「第五十八条第二項」に、「第五十四条第五項」を「第五十六条第五項」に改める。

第二条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

目次中

「第一節 社会福祉協議会（第七十七条―第九条）」

を「第二節 社会福祉協議会（第九条―」

第二節 共同募金（第十―二十二条）」

第三節 共同募金（第十二―第一百

百八条）」

第一百一―条）に、「第二百三―二十八条」を「第二百二十五―三十条」に、「第二百十九

二十四条）」

条―第三十三条」を「第三十一―三十五条」に改める。

第二条第三項第五号中「身体障害者相談支援事業」の下に「、身体障害者生活訓練等事業」を、「補装具製作施設」の下に「、盲導犬訓練施設」を加える。

第十四条第五項中「、母子及び寡婦福祉法及び知的障害者福祉法」を「及び母子及び寡婦福祉法」に、

「、育成又は更生」を「又は育成」に改める。

第十八条第三項中「、母子及び寡婦福祉法及び知的障害者福祉法」を「及び母子及び寡婦福祉法」に、